

第 8 号

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定することとする。

令和3年6月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年熊本県条例第2
5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」を「第47条」に、「第47条」を「第48条」に、「第48条」
を「第49条」に改める。

第35条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第5章中第48条を第49条とする。

第4章中第47条を第48条とする。

第3章中第46条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第47条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便
増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用
に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する
必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この
場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の
利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成
18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、熊本県移
動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成25年熊本県条例第2
6号）に規定する基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必
要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。